

財団法人とよなか男女共同参画推進財団のあり方検討結果について
(報告)

2007年(平成19年)3月

財団法人とよなか男女共同参画推進財団あり方検討部会

目 次

1. はじめに	1
2. 検討の目的	1
3. 背景	
(1) 行財政再建	1
(2) 指定管理者制度の導入	1
(3) NPO法による市民公益活動団体の台頭・公益法人改革	1
4. 検討にあたっての基本的考え方	2
5. 検討体制	2
6. 検討期間	4
7. 検討経過	4
8. 検討結果	
(1) 財団のプロフィール	6
(2) 財団の存立意義、評価の観点からの検討	6
(3) 基本方向	8
(4) 重点検討課題	9
9. 今後の課題	
(1) 重点課題（検討項目）の着実な実施	10
(2) 財源の多様化	10
(3) 公益法人改革の動向把握	10
10. 資料編	
(1) 人権文化部 財団（外郭団体）のあり方検討に関する指針	12
(2) 財団法人とよなか男女共同参画推進財団あり方検討部会の検討概要	19
(3) 参考数値	29

1. はじめに

豊中市においては、市税収入の急激な落ち込みや地方交付税の縮小などにより、現状のままの行財政運営を続けると平成 19 年度にも準用財政再建団体への転落が危惧されることから、これを回避するため、平成 16 年 11 月に『豊中市行財政再建指針』を策定した。

この行財政再建指針の目標は

I. 財政の健全化（基礎的な体力づくり）II. 持続的・自律的な行財政運営の基盤づくりであり、取り組むべき具体的な再建項目として、152 項目が掲げられた。

このうち当財団に関する項目は

①外郭団体等の経営健全化—（財）とよなか男女共同参画推進財団のあり方の検討

②事業手法の見直し—公共施設（スペース）の有効活用（男女共同参画推進センター）であり、検討結果を平成 18 年度中に豊中市行財政改革推進本部に提出することとなった。

この検討にあたっては、市と財団とが充分連携を図り、協議していく必要があることから、平成 17 年 3 月の財団理事会に諮られ、財団理事も「あり方検討部会」に参画し検討していくこととなり、平成 17 年から 2 年間にわたる「あり方検討部会」で検討を重ねた結果、この報告書をまとめたものである。また、この過程で「市民意見交換会」を 2 回開催した。

2. 検討の目的

この検討は、市の再建項目にあげられた外郭団体の経営健全化とともに、社会経済情勢の変化等による新たな課題に対応していくために、人権文化部所管の財団法人とよなか男女共同参画推進財団を対象に、その現状（成果・効果）と課題を整理し、今後の財団の方向性（あり方）を探ることを目的とする。

3. 背景

（1）行財政再建 ～235 億円の収支改善と行財政構造改革本部の設置～

市の財政状況の悪化により、平成 17 年度から 19 年度までの 3 カ年で、総額 235 億円の収支改善を目標に、行財政構造改革の取り組みを進めることとなった。財団についても自主・自立化に向けた経営健全化が課題となっている。

（2）指定管理者制度の導入

当財団は、市の政策目的を市民とともに推進するため設立されたが、行政からの補助金や委託料が収入の大半を占めており、財団の自助努力による財源確保は、極めて困難な状況にあるといえる。一方で、平成 18 年度から指定管理者制度が導入され、当財団もとよなか男女共同参画推進センターすてっぷの指定管理者に指定されたが、NPO をはじめとする民間事業者との競争も視野に入れて、運営体質の効率化に向けた取り組みが求められている。

（3）NPO 法による市民公益活動団体の台頭・公益法人改革

特定非営利活動促進法（平成 10 年）の施行、公益法人制度改革（「公益法人改革の抜本的改革に関する基本方針」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）など、財団をはじめとする非営利法人をめぐる法制度は、大きく転換しつつある。

公共・公益部門の官から民への開放が進むとともに、行政・外郭団体は、より効率的・効果的に市民サービスを提供することが求められ、事務事業の代替性や共同化の可能性を探りながら、財団の中期的な展望にたった方向性を提示する必要がある。

4. 検討にあたっての基本的考え方

今回の検討にあたっては、市（人権文化部）及び財団が行財政再建という共通認識のもとでの取組みとするために、「人権文化部 財団（外郭団体）のあり方検討に関する指針（平成 17 年 3 月）」（P12 参照）を作成し進めることとした。この指針は次の課題認識にたっている。

<p>○市の財政は極めて厳しい状況に直面している（平成 11 年財政非常事態宣言）</p> <p>→ 豊中市行財政再建指針及び行財政再建計画の策定と確実な実施</p> <p>○社会経済情勢の変化等に即応する必要がある</p> <p>→ 地方自治法改正による指定管理者制度の導入にともなう、財団の組織経営等の強化 市民ニーズに対応した事業の見直し、再編</p>

このような認識のもと財団のあり方検討を進めるにあたっては、これまでの財団活動を振り返りながら、①財団の存立意義、評価の観点からの検討項目、②経営の健全化・効率化の観点からの検討に加えて、財団設立の基本理念にそって中期的将来展望にたった運営のグランドデザイン（社会状況の変化に対応した施策・事業の再編）も描くこととした。

5. 検討体制

今回の検討は、市の行財政再建推進本部体制（人権文化部構造改革委員会）と財団との共同で行う必要があることから、財団理事、財団事務局職員及び市職員からなる「財団あり方検討部会」を設置し、合意形成を図ることとした。

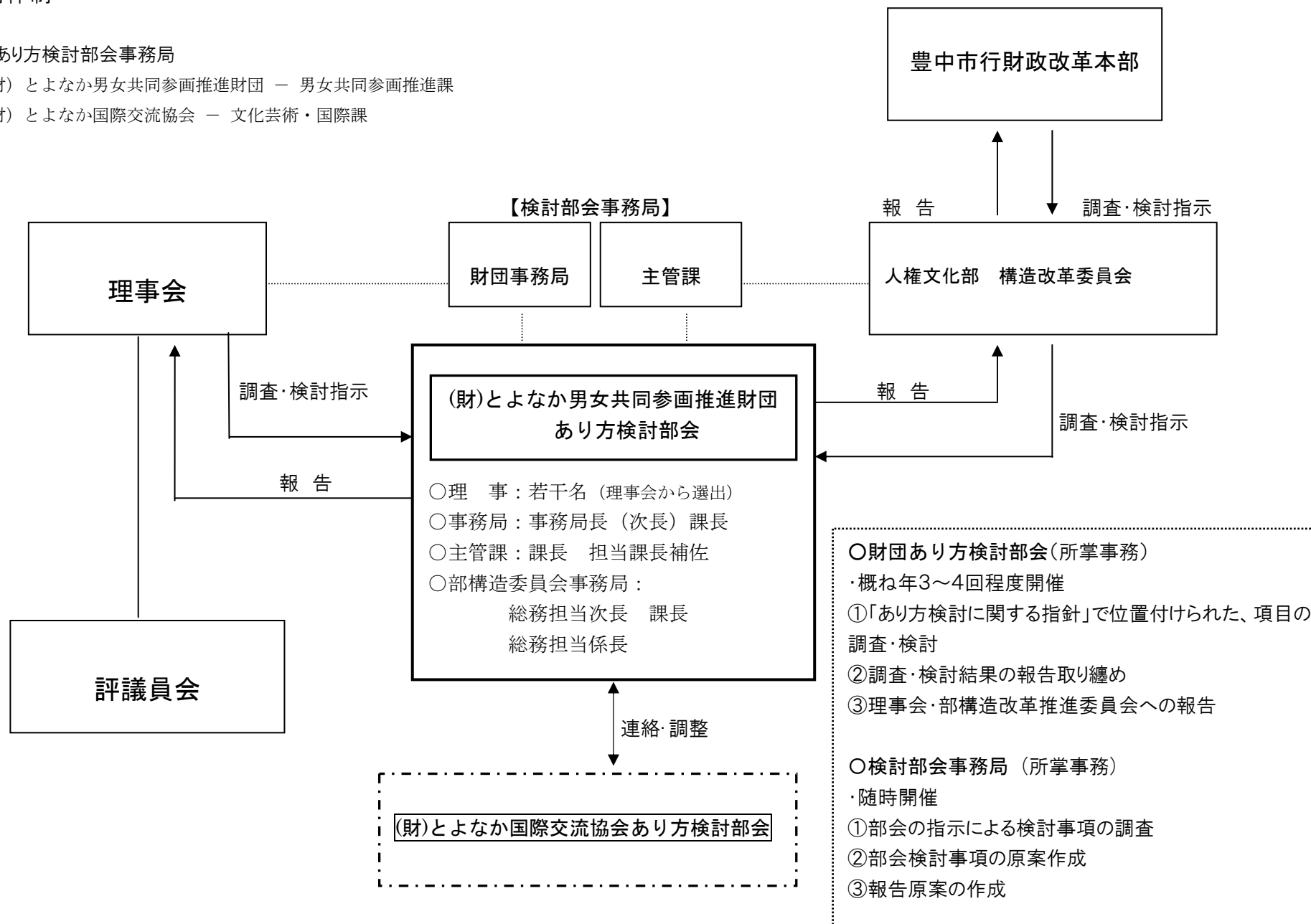
財団あり方検討部会	
財団理事	上杉孝實 川喜田好恵 吉井佳容子
財団事務局	事務局長 総務課長 事業課長
市	人権文化部長 男女共同参画推進課長 男女共同参画推進課主幹 人権文化部総務担当次長 市民活動課長 市民活動課総務係長

■ 検討体制

○ 財団あり方検討部会事務局

(財) とよなか男女共同参画推進財団 - 男女共同参画推進課

(財) とよなか国際交流協会 - 文化芸術・国際課



6. 検討期間

2005年（平成17年）4月～2007年（平成19年）3月末

7. 検討経過

年度	回	検討項目等
16		05.01.～05.03（部内で随時開催） ○「人権文化部 財団（外郭団体）のあり方検討に関する指針」（案）の作成・成案化
		05.03.30 ○市から理事会へ行財政再建指針の趣旨説明
17	【第1回】	05.06.09 ●豊中市行財政再建指針策定の趣旨 ●基本的な考え方について ●指定管理者制度の導入 ●公共施設の有効活用について ●今後の進め方
	【第2回】	05.10.01 ●指定管理者制度の導入について ●財団の存立意義、評価の観点からの検討項目 ・事業の成果、効果 ・財団の必要性(公共性・効果性) ・市と財団の役割分担 ●経営の健全化・効率化の観点からの検討項目 ・自立的な運営・管理の再構築 ・事務事業の執行と評価の実施
	【第3回】	06.02.11 ●指定管理者制度の導入について ●財団のあり方検討案について ・自立的な運営・管理の再構築 ・機動性のある人事・組織体制 ・適正な財務管理と財源の確保 ●利用市民・団体との意見交換について
		06.03.03 ○人権文化部構造改革委員会への報告
		06.03.30 ○理事会へ中間（案）報告
18		06.05.15 ○評議員会にて経過説明
		06.05.16 ○理事会で中間報告（案）承認

	【第4回】	<p><i>06.07.07</i></p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進財団のあり方検討中間報告書について ●経営の健全化・効率化の観点からの検討項目 ・平成18年度事業から ・平成18年度財団予算から ・施設利用状況からの検討 ・現行組織体制からの検討 ●その他
		<p><i>06.12.26</i></p> <p>○第1回市民意見交換会</p>
	【第5回】	<p><i>07.01.12</i></p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民意見交換会について ・12月26日の報告 ・次回の持ち方について ●今後の日程について ●その他
		<p><i>07.02.13</i></p> <p>○第2回市民意見交換会</p>
	【第6回】	<p><i>07.03.16</i></p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民意見交換会について ・2月13日の報告 ●最終報告書(案)について
		<p><i>07.03.26</i></p> <p>○評議員会へ報告</p>
		<p><i>07.03.30</i></p> <p>○理事会へ最終報告</p>

8. 検討結果

(1) 財団のプロフィール

平成 17 年 3 月末現在

設立年月	2000.9 (H12)
出えん金	1.5 億円
基本理念	豊中市および関係団体等と連携を取りながら、豊中市域において社会のあらゆる分野へ男女の均等な参画の推進及び男女の人権の確立を図る事業を行い、もって男女共同参画社会の実現に寄与する。
事業	(1)男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供 (2)性別に起因する人権の侵害及び悩みに関する相談 (3)男女共同参画社会の実現をめざす市民活動の支援及び交流の場の提供 (4)男女共同参画の推進のための講座等の開催及び啓発の実施 (5)男女共同参画の推進に関する調査及び研究 (6)前各号に掲げる事業及び施設の管理運営の受託に関する事業 (7)その他この法人の目的を達成するために必要な事業
予算(A)	126,916 千円 H16 (H15-129,322)
市補助金(B)	93,172 千円 H16 (H15-97,738)
B/A(%)	73.4%
市委託料(C)	●施設管理 (受付) 1,956 千円(H16) ●図書整備 4,450 千円(H16)
(B+C) / A(%)	78.5%
スタッフ	市派遣 2人 プロパー 4人 嘱託 10人 パート 2人 ●合計 18人
府許認可窓口	生活文化部男女共同参画課
市担当課	人権文化部男女共同参画推進課
会員数等	理事 14 評議員 17

(2) 財団の存立意義、評価の観点からの検討

<p>1. 事業の成果・効果</p> <p>財団は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、下記の事業を展開してきた。</p> <p>○情報事業</p> <p>情報ライブラリーは、男女共同参画推進の専門図書館として、図書・資料・ビデオなど幅広く収集し、閲覧・貸出などのサービスにより広く利用されてきている。また、情報誌の発行などによる情報発信機能の充実と情報相談による市民ニーズに即した情報の提供を進めてきた。また、平成 16 年度には人材データベースを構築した。</p> <p>○相談事業</p> <p>女性のための相談室として総合的なサポート体制を構築・提供するとともに、女性自身が悩みの社会的背景を認識し、自己を肯定して自ら問題解決ができるようになっていくための支援を行うことにより、認知度は高まってきた。また、DV 被害者への支援や他機関との連携に取り組んだ結果、「緊急一時保護」などが制度化されるなど市の施策に反映することができた。</p>
--

○市民活動の支援及び交流の場の提供事業

市民活動を推進するための環境整備やグループ形成支援など個人や団体の活動を広げ、深めるための支援や、さまざまな交流、ネットワークづくりの機会提供を行ってきた。

市域のボランティア団体・グループを繋ぐことや協働事業により地域密着型の取り組みをすすめてきた。特に平成17年度には、多くの団体が加入する実行委員会によりすてっぷフェスタ2005を実現した。

○講座・啓発事業

仕事と家庭の両立支援、文化の創造表現、ジェンダー問題講座等の学習啓発を通じて、男女共同参画を社会的課題として認識し、性別に関わりなく一人ひとりが多様な生き方を追求できる力をつけるための事業を実施している。

特に、技術・資格取得支援講座やパソコン講座、再就職支援講座などの実施により女性の経済的自立につなげている。また、講座受講生による多くの自主グループが生まれネットワークが広がってきている。

○調査および研究事業

地域社会の課題から、研究事業として女性史聞き取り調査の研究に取り組んでいる。

○会議、研修、催し等への施設の提供

施設の使用承認など貸室利用に関する業務と効率的・効果的な施設の管理を追求するとともに、男女共同参画の推進に市民の関心が高まるよう、施設利用の促進に取り組んでいる。自習利用の場を設けたり、キッズコーナーでの催し等を開催し、誰もが自由に利用できるフリースペース等を便利で使いやすいよう工夫することによって、幅広い世代の利用が増えてきている。

以上のように、新たなニーズに対応した地域密着型の事業展開に力点を置くとともに、施設が充分活用されるよう利用の促進に努めている。

2. 財団の必要性（公共性・効果性）・役割

財団は条例や総合計画等、市の方針に沿って市と連携し市民団体への活動支援や市民との共催、協働事業、ネットワークの推進など施設特性に応じた取り組みを行い着実に成果をあげている。

特に、市と市民や市民団体との間に立って、市民団体を支援する組織として、地域課題の解決に向けて専門的ノウハウや柔軟性を駆使するなど、施設の設置目的に則り、人権尊重を基調とした、継続的・効果的な事業を展開している。

3. 市と財団の役割分担

財団の意義は、行政では対応しきれない課題解決に取り組むと共に、市民との協働による男女共同参画社会を実現させるという強いミッションを持つところにある。また、具体的な事業を実施していくなかで把握した市民のニーズを市へ伝えるとともに、施策形成に必要な情報を提供する。市は、行政のあらゆる分野において取り組むべき課題として、男女共同参画の課題を位置づけ施策展開を図る必要がある。

(3) 基本方向

財団は、市の条例や総合計画等を踏まえて、市と市民や市民団体と連携・協働した取組みに努めてきたが、財団の役割を明確にする中で、その体質の強化や運営の効率化を進めていくことが求められている。

このため、将来の基本方向としては、財団が有するノウハウ、人的資源を生かして市民や市民団体を支援する「中間支援機能」としての役割を鮮明にする必要がある。

市民や市民団体と連携・協働した取組みや活動を支援していく中で、これまで財団事業として行なわれてきた事業が市民サイドで主体的に取組まれるようになれば、財団が新たな分野・課題に取り組むことが可能となり、財団事業の積極的な見直し、職員の効率的・効果的な働きにつながっていく。そのためには、今後も市民の参画のもとに下記のような市と市民や市民団体との連携・協働事業の取組みを一層進めていく必要がある。

①市民活動団体との協働による男女共同参画社会の推進 ～「地域のすてっぷ」へ～

2005年度（平成17年度）に5周年記念事業「すてっぷフェスタ2005」を市民団体とともに実施し、予想を上回る参加者で賑わった。フェスタをとおして、すてっぷを拠点に活動している市民団体と連携を図りながら事業展開することで、地域課題が鮮明になり、市民ニーズにそった事業を効果的に実施できることが改めて明らかになった。

今後は、市民・グループ・各種団体などとの出会い・交流の機会を積極的につくり、男女共同参画社会の実現に向けた取組みが活発に行われるよう支援していく。地域特性を反映させた事業展開をしていくためにも、こうした市民・団体等とより一層連携を図りながら協働事業を進める。

②行政との協働による男女共同参画社会の推進 ～行政事業との連携～

市の男女共同参画推進課と連携しながら、DVネットワーク会議への参画をはじめ公民館などで行われている行政事業との連携を進め、これまで当財団が培ったノウハウを提供しながら、男女共同参画推進条例の理念にそった事業があらゆる部局で展開されるよう、その仕組みを模索し積極的に働きかけを行なう。

③財団運営の効率化と事業効果の向上 ～運営の見直しと効果的な事業展開～

市民団体や行政機関など、他団体と協働・連携を進めることで、その団体の持つ実績やノウハウ、ネットワークを生かした事業展開が可能となり、結果として当財団の事業を効率的・効果的に実施することができる。また、今後これまで財団が行ってきた既存事業や財団運営を支える組織や財務についても見直しを進める。

(4) 重点検討課題

1. 事業運営・施設管理の再構築

- ①市民や市民団体との連携・協働・ネットワーク化
 - ・貸室利用団体、市民団体等のネットワーク化。(仮称) 市民連絡会議の創設。
- ②独自の調査研究機能の充実
 - ・豊中女性史、及び独自の教材開発。
- ③施設の活性化(公共施設・スペースの有効活用)
 - ・利用しやすい便利で居心地のよい施設の提供。
- ④情報ライブラリーの活用、充実及び情報の効果的な発信
 - ・男女共同参画推進の情報提供の充実。IT時代に対応した情報提供の充実。
- ⑤参加型の学習機会の提供
 - ・体験型の講座の増、スタッフの人材育成とスキルアップ。
- ⑥相談機能の充実と行政施策へのフィードバックの推進
 - ・常設相談、専門相談の充実。相談現場から見えるものを施策にフィードバック。
- ⑦事業評価(アンケート・モニタリングの定期的実施)
 - ・今後の事務改善や事業展開に反映できるよう充実。

2. 機動性のある人事・組織体制

- ①理事会等の機能強化
 - ・運営委員会の設置や評議員会のあり方の検討。
- ②事務局組織(体制)の見直し
 - ・重点的事業を効率的に推進するため、現行の課や担当の見直し。
- ③適正な人員管理
 - ・中・長期的な視野に立った職員数の適正化計画の策定。
- ④事業の外部化の推進
 - ・市民ニーズに沿った新たな協働の仕組みの検討。
- ⑤市派遣職員の見直し検討
 - ・市派遣職員の検討。
- ⑥職員の資質向上と研修
 - ・職員の研修についての実施体制の整備。
- ⑦独自の雇用システム、運営体制の研究
 - ・同一価値労働、同一賃金に基づく雇用システムの創設の検討。

3. 適正な財務管理と財源確保

- ①収益性や採算性への配慮
 - ・現在の事業収入の確保、経費の見直しの継続。
- ②経営基盤の強化・財源の多様化
 - ・新規事業の導入や新規受託事業の開拓。
- ③計画の進行管理と施策・事業評価の仕組みの検討
 - ・財団活動に対する評価システムの構築。

9. 今後の課題

市の行財政再建計画に掲げられた「外郭団体の経営の健全化」に取り組むための方針づくりを行なうため「財団あり方検討部会」を設置した。検討部会では、財団の活動実績を踏まえながら、これからの財団運営の方向性や重点課題を明らかにするとともに、それを支える体制や財務について具体的な検討を進めてきたところである。

外郭団体を含む豊中市における行財政改革は最重要課題であり、平成 19 年度（2007 年度）から重点検討課題で掲げた項目を着実に実施するためには、財団理事・事務局はもとより、財団が運営している「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」において活動している市民や市民団体等の意見も反映させる必要がある。

したがって、次のことについて具体的な検討が必要である。

（1）重点課題（検討項目）の着実な実施

今回は、施策・事業の再編とそれにとまなう組織体制の抜本的な見直しを進めながら、財団の運営力を強化することを目的としたものである。今後、検討していく重点課題については、経費の算定や優先順位づけを行い、着実に実施していく必要がある。

そのため、「基本方向」に基づく重点検討課題の具体化を図るための手法として、より一層市民や市民団体との連携・協働を行う中で市民活動を支援し、協働事業を含めた財団のすべての事業を精査しながら、毎年度当初の事業計画に重点課題（検討項目）を積極的に掲げ反映させていく。

なお、事業計画に掲げる市民や市民団体との連携・協働事業の具体化のためのシステム構築を検討することも必要である。

（2）財源の多様化

財団収入のうち、市からの補助金・委託料の占める割合は、89.3%（平成 16 年度決算）となっている。財源における行政への依存率が高く、かつ補助金・委託料の漸減傾向が見込まれる中で、財源の多様化が課題である。とりわけ、受講料等収入及び会費収入は減少傾向にあり、新たな財源の調達方法について、具体的な検討が必要である。

（3）公益法人改革の動向把握

公益法人制度改革 3 法案が平成 18 年 3 月 10 日国会に提出され、衆・参両議院で審議の結果可決、6 月 2 日公布となった。

内容は、公益法人の設立許可を主務官庁が自由裁量により行なう制度を改め、登記のみで法人を設立できる制度及びその公益性を認定する制度を創設するという現行公益法人制度を抜本的に見直しするものである。

施行は、関連する諸法律の規定が整備された後、公布の日から起算して 2 年 6 ヶ月を超えない範囲内となっている。

財団もこの法人制度改革と密接に関係することから、制度改革の動向を把握しながら、公益財団法人への移行をすすめていく必要がある。

10. 資 料 編

- (1) 人権文化部 財団（外郭団体）のあり方検討に関する指針・・・・・・・・・・12
- (2) 財団法人とよなか男女共同参画推進財団あり方検討部会の検討概要・・・・・・・・19
- (3) 参考数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

人権文化部 財団（外郭団体）のあり方検討に関する指針（素案）

1.指針策定の趣旨

バブル経済の崩壊以降、経済は景気の低迷を続けており、市の財政は極めて厳しい状況に直面している。

このような状況の中で、本市は、豊中市行財政再建指針及びこれに基づく行財政再建計画を策定し、全庁をあげて行財政再建の推進に積極的に取り組んでいるところである。財団等外郭団体についても、経営の健全化を中心に、そのあり方について検討すべき課題として設定されている。

一般に、外郭団体は、増大する福祉、教育、文化等の市民ニーズに柔軟に対応するため、行政の補完的組織として重要な役割を果たしてきた。とりわけ、当部所管の財団については、行政の補完的役割にとどまらず、市民性、地域性に立脚した法人として重要な役割を果たしているところであるが、社会経済情勢の変化等に即応して事業内容や組織などの検討を行い、その運営の改善を図るとともに、組織体制の強化を図ることが求められている。

そこで、財団のあり方を検討するにあたり、団体の運営は、市の行財政に大きな影響を持つものであることを踏まえ、財団の運営等のあり方について、市と団体が協力し見直しを行うため、統一的な基準を定めるものである。

今後、この指針に基づき、団体との緊密な連携のもとに、そのあり方について検討していくものとする。

2.基本的考え方

(1) 財団の存立意義、評価の観点からの検討項目

- ①事業の成果、効果
- ②財団の必要性（公共性・効果性）、役割
- ③市と財団の役割分担

(2) 経営の健全化・効率化の観点からの検討項目

- ①自立的な運営・管理の再構築
- ②適正な財務管理
- ③機動性のある人事・組織体制
- ④事務事業の執行と評価の実施
- ⑤財団職員の人材育成・活性化
- ⑥情報公開の推進
- ⑦指定管理者制度と利用料金制度の導入
- ⑧国際交流センターのすてっぷへの移転
- ⑨公益法人改革の動向と財団の再編の可能性

3. 検討体制

検討にあたっては、市の行財政再建推進本部体制のもとで行う。所管課長と財団は、関係課（者）で構成する委員会（運営委員会／分科会 以下、「分科会」という。）において、調査・検討する。

(1)財団を所管する課の役割

団体を所管する課は、所管の団体とともに分科会を設置し、当指針に基づく検討項目について円滑に調査・検討が進むよう、分科会の進行管理を行うとともに、必要に応じて調査・検討の内容について部構造改革委員会に報告をする。

(2)財団の役割

財団は、所管する課とともに、分科会の進行管理を行うとともに、必要に応じて調査・検討の内容について理事会に報告をする。

(3)市民活動課(総務係)の役割

市民活動課（総務係）は、団体及びを所管する課と連携を図り、分科会の運営等に関する助言を行うものとする。

4.指針の実施時期等

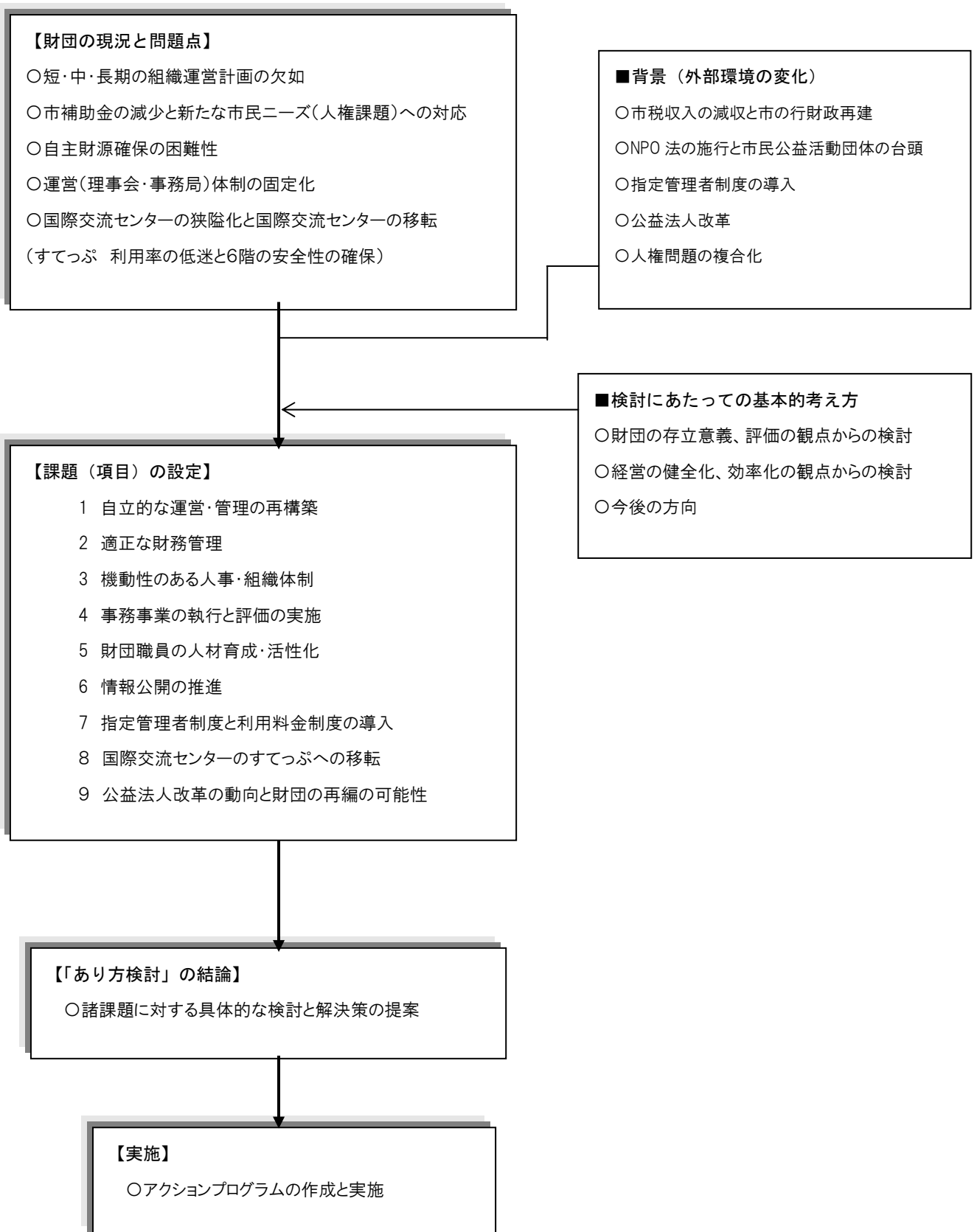
この指針に基づく検討は、平成17年（2005年）〇月〇日から取り組み、平成18年度上半期までに、最終報告案を構造改革推進委員会に報告するものとする。

※この検討項目は、部内検討を進めていくために、事務局で作成した素案である。今後、この素案をもとに議論されたのち、検討項目が作成されるものである。

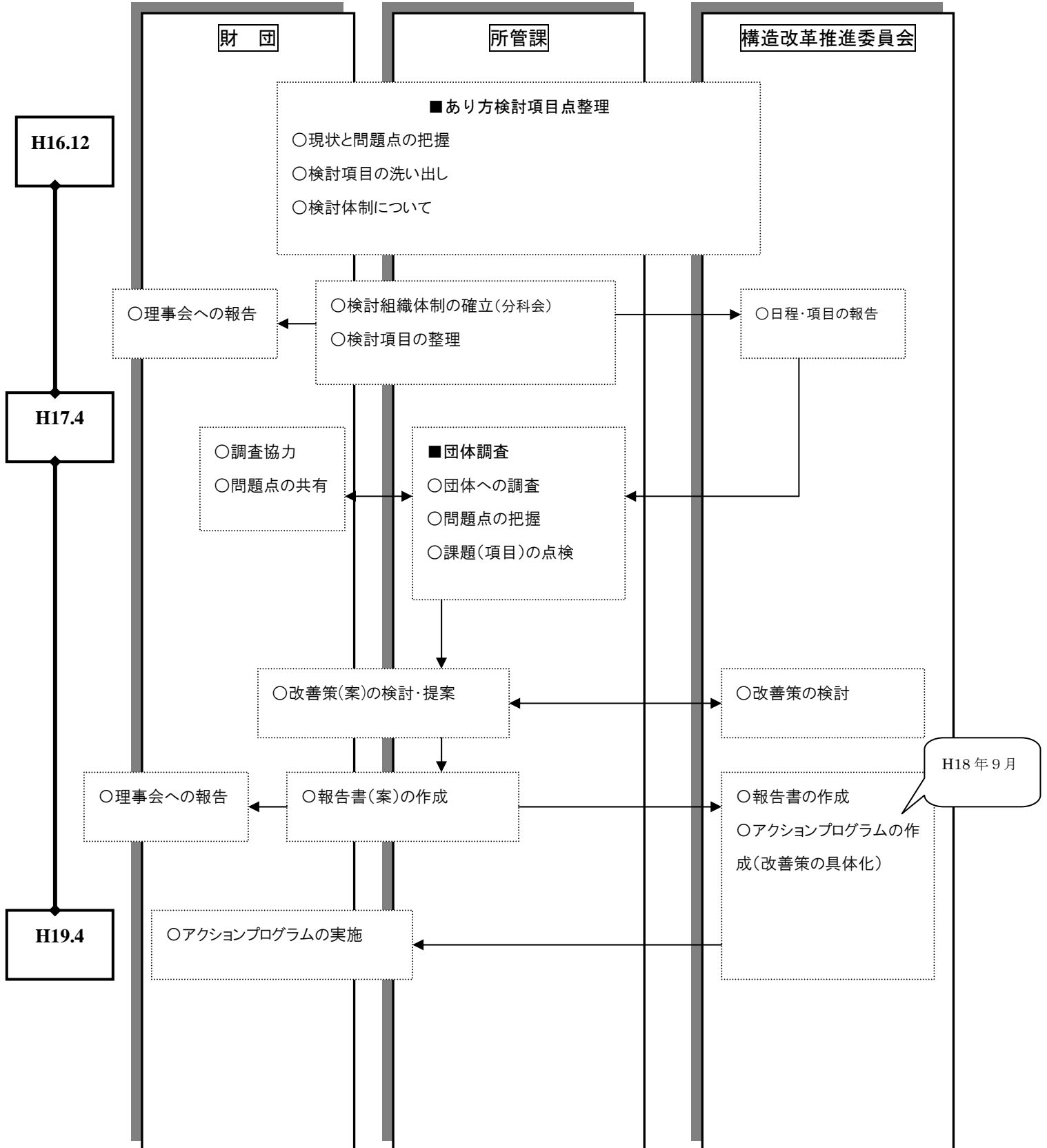
■課題の設定と具体的な検討項目（案）

<p>1 自立的な運営・管理の再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業の基本方向、重点業務の検討と中・長期計画、実施計画の策定。 ○他団体等との連携の検討。民間企業と競合する事業の廃止、縮小又は統合。 ○事業の見直しとスクラップ・アンド・ビルドの実施。 <p>2 適正な財務管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業収入の確保及び財政基盤の強化 ○公認会計士等の指導による事務処理。 ○一般管理費の節減目標の設定。 ○情報化等の推進による事務の効率化。 ○基本財産及び運用財産の適切な管理運用。 ○資金運用の他の財団との連携、共同運用。 ○諸規程の見直しと規程に基づいた適正な財務執行。 ○複数職員によるチェック体制の強化。 ○事業発注その他の契約事項の厳正かつ適正な業務執行。 <p>3 機動性のある人事・組織体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○組織の簡素・合理化及び理事会等の機能強化。 ○課等の統合による組織の簡素化及び合理化。 ○中・長期的な視野に立った職員数の適正化計画の策定。 ○民間委託が可能な業務のアウトソーシングの実施。 ○事務決裁規程等の諸規程の整備、経営責任の所在及び意思決定過程の明確化。 ○理事会等の機能強化。 ○市職員派遣の縮小、市の関与の縮小。 ○監事の市職員以外の者の配置。 ○役員、役員数の見直し、役員定数を削減。 	<p>4 事務事業の執行と評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会状況の変化等に対応した業務内容の見直し。 ○成果指標の推移の把握と市民ニーズにあった業務・サービス内容の見直し。 ○利用者満足度調査の実施と業務・サービス内容の見直し <p>5 財団職員の人材育成・活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幅広い人材の確保や採用事務の効率化。 ○業務・職種を異にする人事異動や他の外郭団体等への派遣、職員の資質向上及び活性化。 ○プロパー職員の研修内容の充実、人事交流。 ○外郭団体の業績、経営状況等の実態を踏まえた適正な給与体系。 ○職員の退職金の平準化への対応。 <p>6 情報公開の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページの積極的な活用と財務諸表等の公開促進。 ○市の情報公開条例の改正に則した制度化。 <p>7 指定管理者制度と利用料金制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定管理者制度、利用料金制度の導入。 <p>8 国際交流センターのすてっぷへの移転</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際交流センターすてっぷ移転の具体化。 <p>9 公益法人改革の動向と財団の再編の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スケールメリットを活かした財団再編の可能性。
--	--

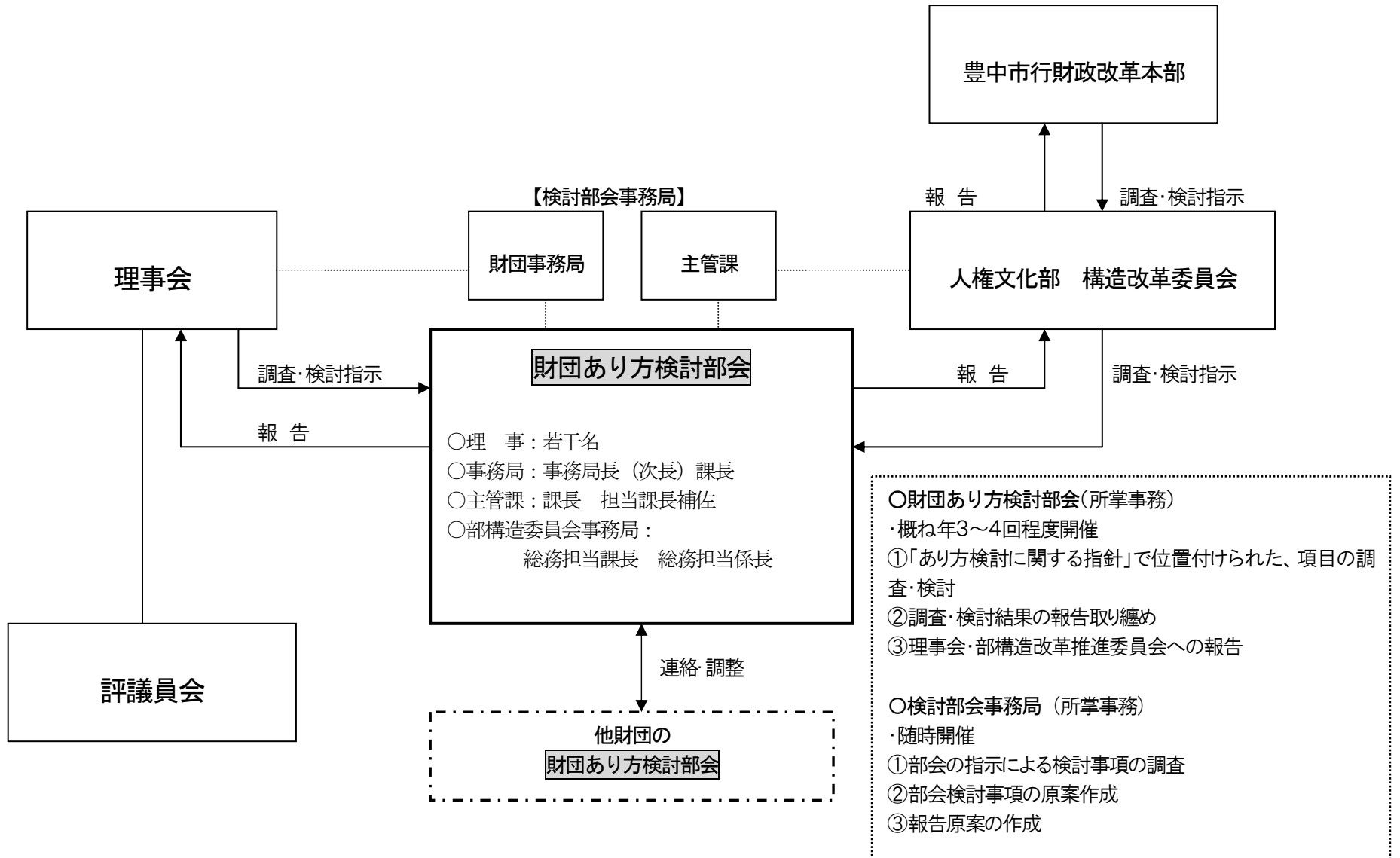
財団（外郭団体）のあり方検討について



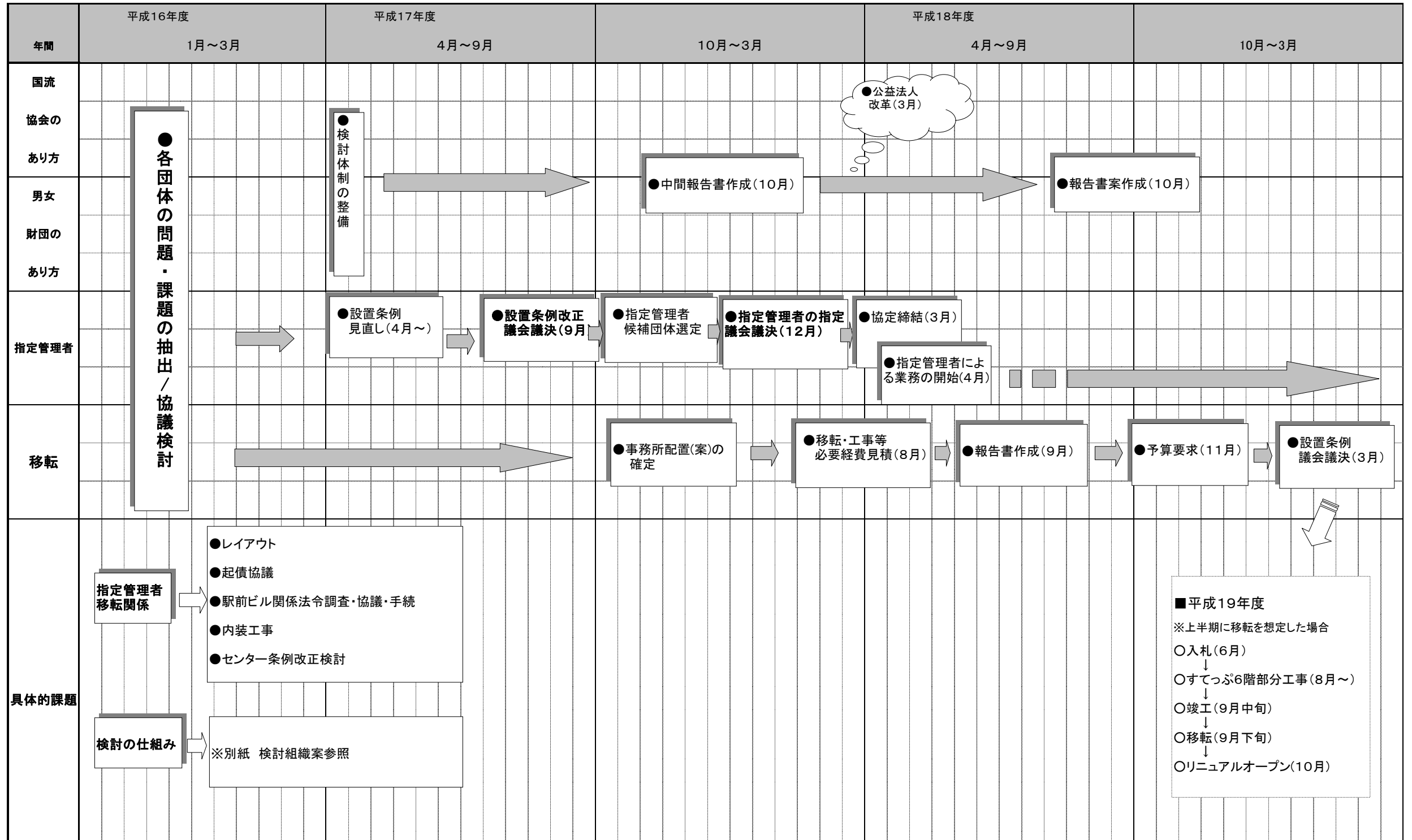
財団(外郭団体)のあり方検討フロー



■ 検討組織(案)



行財政再建計画関連スケジュール



(2) 財団法人とよなか男女共同参画推進財団あり方検討部会の検討概要

◆ 第1回財団あり方検討部会（平成17年6月9日）概要

<案件>

1. 豊中市行財政再建指針策定の趣旨
2. 基本的な考え方について
3. 指定管理者制度の導入
4. 公共施設の有効活用について
5. 今後の進め方

○あり方について

- ・男女共同参画の推進という名称は堅持すべきである。
- ・あり方の検討は財団のソフトプログラムを検討するものであり、すてっぷという館（施設）の検討でない。
- ・館に本課を移している市もあるが、館に本課を移すべきでない。
- ・この検討会は当面、国際交流センターの移転についての検討はおこなわない。
- ・検討する場合に市の財政状況を勘案する必要がある。
- ・市民意見をどのタイミングで聴くかを留意すべきである。又、市民説明会の名称は双方向性の確保という点から公聴会にする方がよい。

○指定管理者について

- ・指定管理者になると事業の線引きをどうするか検討必要。
- ・ある県では、複数の施設を持つ財団が指定管理者となったが、その際、総務の部分は統合した。

○全体について

- ・総合計画や男女共同参画計画に財団が位置づけられている事は、財団の存在意義と言える。
- ・財団の役割としては政策提言、シンクタンク、中間支援等が考えられる。
- ・職員が外向いてコーディネートするような事業も必要である。

◆ 第2回財団あり方検討部会（平成17年10月1日）概要

<案件>

1. 指定管理者制度の導入について
2. 財団の存立意義、評価の観点からの検討項目
 - ①事業の成果、効果
 - ②財団の必要性(公共性・効果性)
 - ③市と財団の役割分担
3. 経営の健全化・効率化の観点からの検討項目
 - ①自立的な運営・管理の再構築
 - ②事務事業の執行と評価の実施

○指定管理者、センター条例について

- ・国際交流センター、すてっぷについては5年後公募である。両施設は公募になじまないが、全国的な傾向もあり当市でも公募という形になった。

- ・ 直営にした県もある。公募は雇用継続に不安があるのではないか。
- ・ 公募になった時の選定基準は、地域性、総合計画との関連性、事業の内容、公正労働基準などがポイントとなる。
- ・ 指定管理者の申込み要件は市内に活動の基盤をおく団体にならないか。事業の継続性も重要な要因である。
- ・ 職員体制についても人数、経験の有無など規定すべきことがある。
- ・ 5年後の姿を具体的にイメージして、そこに向かって何をするかを考えるべき。そのためには2、3年でここまでやるという目標をたてる必要がある。
- ・ 5年後の公募の際は、費用を厳密に積算する必要がある。
- ・ 5年後の公募の際の基準をつくる時、現在のサービスの質を下げないのは当然で、その中身が重要である。
- ・ 市がどこまで補助するのか明確に示す必要がある。センター条例第14条の「市民の平等な利用」を変に解釈されないように。
- ・ 利用料金制は目的施設の性格から採用しない。

◎あり方について

○事業の基本方向、重点業務と中・長期的計画、実施計画の策定について

- ・ 財政基盤（自主財源）についての取組項目が必要である。
- ・ 経費の削減は、大きな期待はできない。財団事業の絞込み、特性の発揮、市民団体へのシフト等を考慮して、財団事業の再構築を検討する。
- ・ ある財団は存在意義として掲げているのは「NPOとの協働」。すべてのプログラムでどこまで協働できるかを検討し、組み換えを行なっている。
- ・ 「地域のすてっぷ」を次の5年間の方向性にしてはどうか。
- ・ 教育委員会と連携して、情報活用の事業の一環として、女性情報の活用という事業をやってもらってはどうか。

○全体について

- ・ 市民サービスの向上を図るための職員配置の工夫が必要である。
- ・ 他団体との協働、連携が大事。市は全庁的な調整、事業は財団の方向で。
- ・ 地域性、協働がキーワードになると考える。何をどう発展させていくのかをここで議論していく必要がある。
- ・ 市民がどう考えているのかりサーチをする必要がある。市民を如何に取りこんでいくかが大切
- ・ 豊中の特徴として校区組織や公民分館と連携すべきではないか。

◆ 第3回財団あり方検討部会（平成18年2月11日）概要

<案件>

1. 指定管理者制度の導入について
2. 財団のあり方検討案について
 - 自立的な運営・管理の再構築
 - 機動性のある人事・組織体制
 - 適正な財務管理と財源の確保

3. 利用市民・団体との意見交換について

○指定管理者制度について

- ・審査委員会は設置しなかったのか。他市の例で公募ではなかったが、委員会を設置して議論した。
- ・5年後は必ず公募。その後5年ごとに公募を繰り返す予定。
- ・政策がらみで事業を行う男女共同参画推進センターのようなところが公募になじむのかという疑問は残る。事業と施設の管理に分けて事業だけは公募していないところもある。
- ・事業と施設管理を分ける方向も検討する必要がある。

◎財団のあり方検討案について

○自立的な運営・管理の再構築 ○機動性のある人事・組織体制

○適正な財務管理と財源の確保

- ・すてっぷがどう変わるのかを具体的に提示する必要がある。外部との協働が中心に書いてあるが、自立的な運営とどうつながるか分からない。部屋の運営を団体等に任せるのであれば、経営としてやってもらって採算をとってもらくらの気持ちがないと改革にはつながらない。男女共同参画の骨太な方針がない印象を受ける。
- ・どこを守ってどこを切り捨てるかをはっきりさせるべき。もし、補助金が半分になったときにどうなるかを考えるべき。
- ・国際交流センターのように、財団の事業を市民の事業に置き換えていく議論が必要である。財団の仕事は市民に対する支援、アドバイスが中心である。
- ・この資料を読む限りでは財団が中心で事業を行うという印象はぬぐえない。事業が変わらない限り効率化は実践できない。
- ・市民活動の拠点にするのならば、提案事業のコンペティションで市民にまかせ、段階を踏んで、5年後収益事業にするなど、フロアプラン・マネープラン・運営プランの3次元で考える必要がある。
- ・市民がやるべきことと、行政がやるべきことをはっきりさせる必要がある。啓発、相談、専門図書の収集などは行政が行い、その他は提案・公募というように色分けをはっきりすることが大事。
- ・効率化以前に行政として必要などころをはっきりさせないとおかしなことになる。民間に任せるところは任せべきだが、あくまで、男女共同参画の問題を解消するためのセンターであることが大切である。
- ・NPOが連合すれば総合力もある。5年後の公募を考えると、とって替わる可能性があるのではないか。
- ・小さな子育て支援グループが大きな組織になっているところもある。ただ、総合的な事業は無理ではないか。
- ・NPOを育てて、専門的にできる組織にして、事業共同体として一緒にやっていくやり方はある。
- ・講座や協働事業などは市民が中心でやっていくのならばそれをはっきり謳い、コーディネート機能・コアになる役割の位置付けを明確にする必要がある。

- ・市民の活動内容を評価するシステム、市民の活動を評価できる専門性が必要である。男女共同参画の推進・理念を分かってもらうこと。専門性を持つことプラス人材確保で財団の機能を高めること。
- ・中間支援機能・調査研究機能としての役割を明確にする必要がある。
- ・市派遣職員については見直しが必要である。

○貸室事業

- ・現行の貸室の基準では収益事業は無理であるが、基準を見直すことが必要か他の財団の状況もきく必要がある。
- ・企業等の男女共同参画の研修のために、講師と部屋のパッケージを売り出すのはどうか。
- ・貸室は単なる貸室ではない。男女共同参画推進センターを知っている人はまだ少ないので男女共同参画の啓発の効果がある。

◆ 第4回あり方検討部会（平成18年7月7日）概要

<案件>

1. 男女共同参画推進財団のあり方検討中間報告書について
2. 経営の健全化・効率化の観点からの検討項目
 - ①平成18年度事業から
 - ②平成18年度財団予算から
 - ③施設利用状況からの検討
 - ④現行組織体制からの検討
3. その他

1. 男女共同参画推進財団のあり方検討中間報告書について

○基本方向等の再確認。

○重点課題の再確認。

- ・前回のご意見の中で補助金が半分になったときにどうするか考えるべきだという内容があったが、そうすると財団の事業は成り立たない。事業を市民と共同する形に変えていくにしても具体的にどのように考えていけばいいのか？中間支援機能という言葉の具体的なイメージは？
- ・中間支援機能とは、官立民営の意味もあるが、行政とNPOなどの中間という意味だと理解している。男女共同のプログラムを試験的にしたり、人材育成をしたりするなどの役割である。市民グループ、NPOへの支援として、研修企画・事業計画を作るなどが挙げられる。
- ・財団主催の事業を市民にシフトすることは大事。市民が企画力をつけるために、どういうニーズがあるのかを調査研究することが必要になる。
- ・市民団体を育成・支援するという観点からの事業に絞るべきではないか。
- ・この財団はセンターを運営するためにつくられた。市民団体の育成は建物がなくともできるが、一般市民がここに来ることをきっかけに市民団体をつくったり、事業を実施するときには市民とのタイアップもあるのではないか。一般の市民向けが全くないというのは難しい。
- ・一般市民対象だけにとどまるのではない。ネットワーク形成も中間支援の一

部であり、団体であれ個人であれ動かすことが大事である。

- ・補助金が半分になったときは極端である。それくらいの意気込みで検討というように解釈すればよい。

2. 経営の健全化・効率化の観点からの検討項目

①平成18年度事業から

○平成18年度事業実施一覧表に基づき検討

- ・センター条例に基づき一覧表のような事業を展開している。各事業それぞれ地域に密着ということで、自主グループが生まれている。事業についてスクラップ&ビルドを踏まえ検討もしているが、現段階では、この事業をこうしていくという具体的な案を示すには至っていない。
- ・来館、財団主催の講座を受講した人に働きかけ自主グループを作っている。
- ・自主グループから市民への呼びかけが大切である。
- ・団体が企画力をつけるために、情報・場所の提供、講座（NPOの会計処理、法人の作り方、プログラムの作り方など）の援助をする必要がある。
- ・立ち上がってからもきめ細かいサポートが必要である。
- ・2次、3次利用していただける支援が考えられないか？
- ・公民分館（41）の自主的な運営など、豊中は特徴がある。公民分館で男女共同参画を取り扱ってもらえるように、そこで活動している人たちにノウハウを提供してはどうか。
- ・一緒にやりましょうという投げかけはしているが、手法はどうすればいいか？
- ・公民分館協議会、公民館と両方から働きかけることが必要。

②平成18年度財団財源内訳から

○財源内訳表に基づき検討

- ・指定管理料・補助金は、ほぼ80%が人件費である。内訳表のとおり情報・相談を除く交流、学習・啓発、調査研究事業はパソコン講座など事業収入で実施している状態であり、情報、相談はこの館の大事な位置付けの事業である。
- ・人件費の補助と、プログラムの補助では補助金の質が違う。プログラムに対する補助が減った時よりも、人件費に対する補助が減った時の対応を考えないといけないのでは。5年契約であれば補助金を減らすことはないのでは。
- ・人件費・事業費ほぼ指定管理料で支払っている。指定管理料は年度協定で毎年変動する。
- ・そんなに大きく変わることはないのでは。そうでないと契約できない。漸減することはあると思うが…
- ・有料講座を増やすことにより、若干は頑張れるが。

③施設利用状況からの検討

○年度別貸室使用状況および平成17年度貸室使用状況表に基づき検討

- ・毎年度少しづつではあるが、部屋の利用率は上昇している。しかし、駅前の利便性の高い立地条件から有効な方策は？

- ・(目的使用でなくても)一般でも共催事業として、料理教室、お茶、お華の誘致をすべきでは?着付けも流行っているし、書道や詩吟などは?でも、利用促進についてはスタッフで検討すべきでは?
- ・企業に使っていただけることはよい。常連になってくれる。
- ・こんなところも使ってよという PR は必要。
- ・登録団体制度はつくりたくないのか?目的使用の登録団体と一般使用の登録団体をつくってみてはどうか?割引などをつけるなど営業努力をしては?
- ・登録団体は是非つくりたいと思っている。
—市民運営会議のイメージについて説明がある—
- ・理事会との関係から難しいのでは。運営推進会議(館長の諮問機関)の意見を参考にして理事会で館長が発言しているところもある。
- ・市民連絡会議のイメージであるが、今後検討したい。

④現行組織体制から

○平成18年度運営体制・事務局体制表に基づき検討

- ・今の総務課と事業課という枠組みを越えて、館の一体化ができないかと思っている。
- ・市民向けにカウンターが一つであることは必要だと思うが、職務分担は必要なのではないか。
- ・グループ制のようなイメージである。
- ・市民サービスの向上にどのくらい寄与するかという観点が必要。受付カウンターの後ろの壁を取り払ったらどうだろうか。
- ・カウンターに張り付く人がいたらいいのでは?受付の窓口は NPO に委託しているところもある。
- ・誰でもが何でもやれる組織が理想、館に愛着がなければいけない。
- ・カウンターには全体を把握している人がいる。その場で判断できることが必要だ。ある施設の評判が悪いのは中に事務所があって行き来しているためと聞いたことがある。
- ・組織変更については、なお十分検討が必要である。

<結論>事業、予算、利用率、現行組織から検討するも、P9の重点課題を具体的に「こうする」という結論を出すことは困難である。引き続き課題の検討していくが、毎年度、予算段階における協議等を通して次年度に反映すべき課題を理事会に諮っていくこととなった。

3. 中間報告書の重点課題の着実な実施について

○事務局より挿入文について説明

- ・職員全員とあるのは誰のことか?
- ・すてっぷの職員という意味だが、職員参加による合意形成とは、秋の予算要求の時期に職員全員で話をするという意味である。
- ・職員全体で検討するのはよいことだが、あるところでは NPO 協働専門委員会を

作って3年がかりで、どういう団体を育成するのか、どういう事業を委託するのか検討した。すてっぷの事業も協働検討委員会を館長とスタッフの一部と外部で立ち上げたらどうか？

- ・協働専門委員会の構成員はどうなっているのか。
- ・行政の担当課長、女性情報の専門家、ボランティア協会などだったと思う
一つ目は、協働を図っていく事業を検討する。二つ目は委員会を作る。の2段階でうたうのがよいのでは？単にシフトではない。

4. 今後のスケジュールについて

○事務局より、あり方の検討についての市民との意見交換会を予定している。

- ・それは財団のあり方への意見をもらうのか。すてっぷの意見ならば出しやすい。
- ・検討しているのはあくまで財団のあり方なので、すてっぷのあり方という焦点がずれる。十分な説明がいる。
- ・ただ単にあり方についてと投げかけても市民はわからないので、論点を整理しておく必要がある。市民に組織内部のことに関して聴いても仕方がない。基本方向についてどうでしょうか？と問いかけて、意見をもらって、基本方向を肉付けする方向でどうだろうか。協力、協働、連携をしていきたいと訴えるなど。
- ・わかり難いことに対して意見をもらっても建設的ではない。基本方向も整理して出すべきでは？
- ・意見交換会と銘打っても質問会になりがち、意見聴取の場になるようにする必要がある。
- ・資料はA4 4枚で表裏でA3 1枚程度がよいのでは。
- ・行政・財団はこのように困っている。みなさんのお知恵を貸してほしい。動機付け、関心が必要。個別の各論にいかず、幅広く行くほうがよい。
- ・そのあたりを検討して資料を作成したい。

5. その他

- ・重点課題の独自の雇用システムの研究であるが、現在の財政状況からして実現は難しい。
- ・とよなか国際交流協会のあり方検討中間報告書について、国際交流協会の中間報告のポイントは、「専門職員制度の新設」で、平成18年4月から実施している。
- ・公益法人制度改革の動向について、法律は6月2日で公布されたが、施行日は決まっていない。民法その他の関連する法律の整備が必要であり、その動向を注視する必要がある。

◆ 第5回財団あり方検討部会（平成19年1月12日）概要

<案件>

1. 市民意見交換会について

- (1) 12月26日の報告 (2) 次回の持ち方について

2. 今後の日程について

3. その他

1. 市民意見交換会について

(1) 12月26日の報告 ○理事 ⇒事務局

○意見交換会の説明や出席者を聞くと、理事が出席すべきだったと思う。しかし、出席の依頼も何もなかったもので、その辺はどうだったのか。

⇒交換会で、理事には声をかけていない旨説明した。

○論点をしぼらず意見を聴いたので、市民の質問が中心になっている。ごもつともというしかない。

○この意見は、入り口のところで詰まっている。

○財団の組織内部のことを市民に聞いても仕方ない。市民が答えにくいのは当然だ。

⇒その点については反省している。また、市と財団の意見が食い違っているという印象を与えてしまったように思う。その点を踏まえて次回の市民意見交換会の開催の仕方を今日議論したい。

(2) 次回の持ち方について

○資料について

・繰り返しになるが、重点検討課題に絞った資料をつくれればよいのでは。「1. 自立的な運営・管理の再構築」の①～⑧までを示して、今後どういう形がよいかを聞く。市民は経営健全化のみの意見を聞かれていると思っているのではないか。

・財団のあり方というより、すてっぷの運営のあり方が市民には伝わりやすい。

・男女共同参画の推進というすてっぷの理念を実現するためのあり方であるということをはっきりしないといけない。男女共同参画推進が消えてしまうのは良くない。

・財団の目的は男女共同参画の推進。しかし、健全化を抜きにしては考えられないという立場を明確にする。そのためには、健全化の必要性について市民に対して理解を求めないといけない。その上で男女共同参画を進めるための重点課題を示して、意見を聞くべき。

○意見交換会の持ち方について

・すてっぷは経営健全化を迫られている中で、重点検討目標のように考えてみたと説明し、市民にプラスアルファを聞くという流れでどうか。

・①市民活動団体との協働による男女共同参画社会の推進②行政との協働による男女共同参画社会の推進③財団運営の効率化と事業効果の向上についても聞いてみてはどうか。財団そのものの事業を市民に理解してもらうことも大切なあり方。そこも市民と一緒に検討した方がよい。

・次回までに広報期間を十分に取らないといけない。

○決定事項

・前回の意見に対する回答については、市と財団で調整しながら作成する。

・日程調整の結果、次回の市民意見交換会は2月13日(火)の18:30から。広報はチラシとHPとする。広報は財団が担当する。

2. 今後の日程について ○理事 ⇒事務局

○あり方検討については、いつ結果を出すのか。

⇒本年度中にお願いしたい。今後は、意見交換会、あり方検討部会、評議員会、理事会という流れを考えている。

○7月の概要を読み返すと、具体的な提言が見えてこない。あり方検討部会としてもう少し、こうしたら良いのではなど、具体的なイメージを喚起させるようなものを作らないといけないと思っている。

○自立的な運営の再構築が健全化だけに限られるのは良くない。事業も含んだ方が良い。財団独自でキャッチフレーズ、雇用システムなどを議論してみてもどうか。

○報告書には目玉が欲しい。

⇒「地域のすてっぷ」がそれに当たると考えている。

3. その他

- ・市民に財団のシステムを理解してもらえていないのではないか。公金を投入して運営している限り、市と表裏一体であるが、財団は市から金を貰っているから意見を言えないとは思っていない。また、市民も条例に外れて好きなことができるというわけではない。
- ・財団は評議員会、理事会で動くので市民は置いてきぼりにされている気がするのでは。市民がもっと関わられるようにしなければいけない。

◆第6回財団のあり方検討部会（平成19年3月16日）概要

<案件>

1. 市民意見交換会について

○2月13日の概要報告と感想、意見交換

2. 最終報告書（案）について

1. 市民意見交換会について

○市民意見交換会の主な感想

- ・財団の日常の活動を詳しく知らなかったが、センターのオープニングに際して、市民は、財団と一緒にやってきたことが、むしろ便利使いされた、という不満が強く感じられた。市民が主体的に発展していく形で協働しなければ、今後の関係もまずくなる。財団は市民との関係修復を図っていく必要がある。
- ・財団に対してだけではないと思う。オープニング当初の市民とのもつれについては把握しておく必要があるのでは。
- ・センター設立当初、市民実行委員会形式でオープニング事業がイベント、展示などいくつかの部会に分かれて検討された。部会で企画されたものがオープニング事業に反映されなかったことがあったのではないだろうか。関係修復をはかるには、並々ならぬ努力が無ければ難しいと強く感じた。

2. 最終報告書（案）についての主な検討内容

○主な検討内容

- ・「中間支援組織」という言葉は、市と市民(団体)の両方を支援するという意味でとらえられる曖昧さがあるので、「市と市民の中間にあって、市民や市民団体を支援する組織」とい

う意味合いを明確にする。

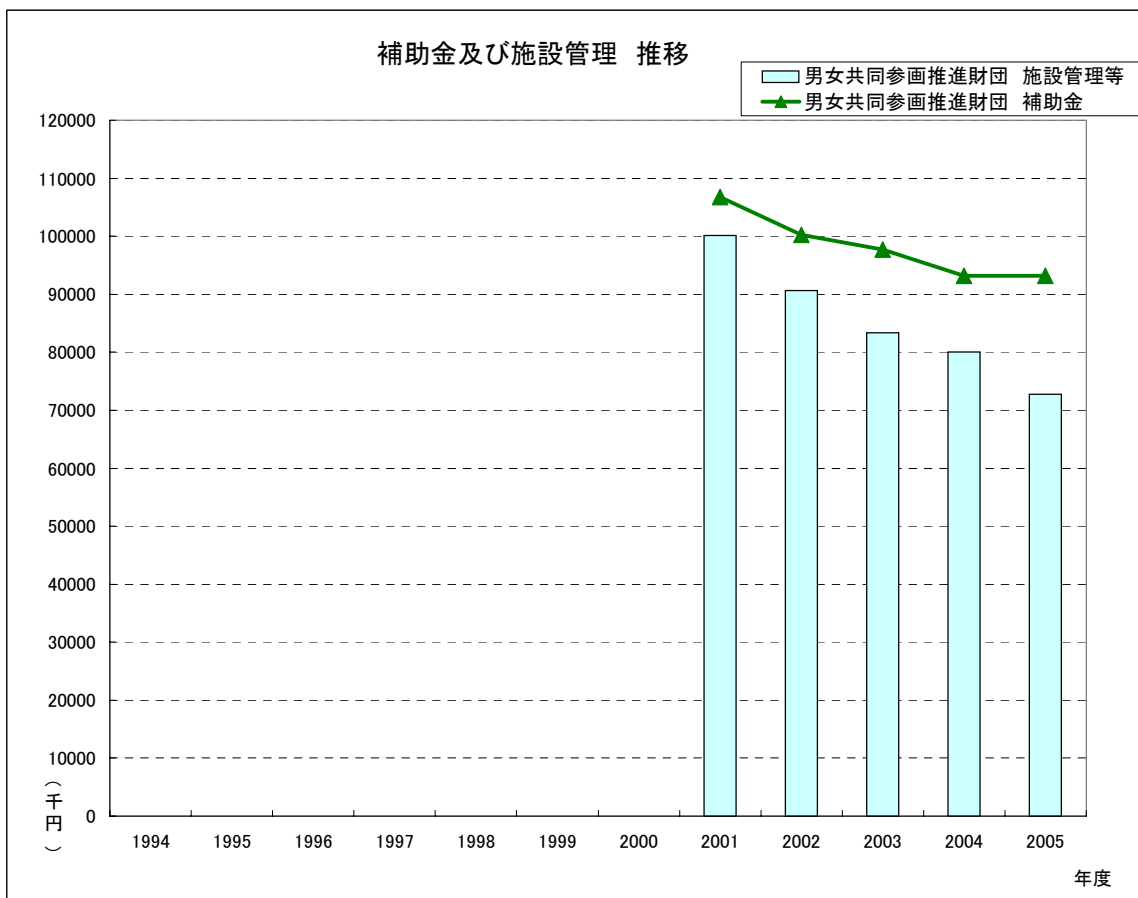
- NPO という言葉について、NPO を法人化された団体と狭く解釈する人がいるので、「NPO」は使用せず、「市民団体」という言葉で統一する。また、前文は同じ内容の繰り返しがあるので整理する。
- 理事会での議案の承認事項ではなく、あり方検討部会での検討結果で、同意を得るものという意味合いで、「案」ではなく「報告」というかたちにする。
- 「市民との協働」と言った場合、色々な受け止め方があるので、よく考えて記述する必要がある。
- 市民を対象化して書くときには、市民が自主的に参画していくという意味の表現や「市民参画」という表現にしたほうが誤解を招かないのではないか。

(3) 参考数値

■(財)とよなか男女共同参画推進財団 補助金等推移 (予算額)

単位 千円

年度		(財)とよなか男女共同参画推進財団					
		市補助金	対前年比	対設立年度比	施設管理等	対前年比	対設立年度比
H6	1994						
H7	1995						
H8	1996						
H9	1997						
H10	1998						
H11	1999						
H12	2000						
H13	2001	106,806			100,096		
H14	2002	100,217	93.83%	93.83%	90,656	90.57%	90.57%
H15	2003	97,738	97.53%	91.51%	83,297	91.88%	83.22%
H16	2004	93,172	95.33%	87.23%	79,995	96.04%	79.92%
H17	2005	93,171	100.00%	87.23%	72,763	90.96%	72.69%



(3) 参考数值